

高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象設備)

第2条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備及び蓄電池（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 太陽光発電設備

- ア 商用化され、導入実績があること。
- イ 中古設備ではないこと。
- ウ リース設備でないこと。

(2) 蓄電池

- ア 商用化され、導入実績があること。
- イ 太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ウ 中古設備ではないこと。
- エ リース設備でないこと。
- オ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- カ 停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。
- キ 15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下かつ4,800Ah・セル未満の蓄電池であること。
- ク リチウムイオン蓄電池及びインバーター等の電力変換装置を備えていること。
- ケ 定置用であること。
- コ 別表に掲げる要件を満たすこと。

(補助対象経費)

第3条 この要綱において、補助の対象となる経費は、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果がある補助対象設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

- 2 補助対象設備の増設及び法定耐用年数（太陽光発電設備17年、蓄電池6年）の経過による買い替えについても、補助の対象とする。
- 3 補助対象設備の改修については、対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、市内に住所を有する者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に存する自ら所有し居住する住宅の敷地内に自らエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果がある補助対象設備を設置する者であること。
- (2) 前号の住宅は、専用住宅（常時居住の用に供する住宅をいう。）又は併用住宅（店舗、事務所等と併用する住宅であって、住宅部分を常時居住の用に供し、補助対象設備の設置に係る全

ての経費を住民の立場で負担する場合に限る。) であること。

- (3) 補助対象設備について、国や岐阜県からの他の補助等を受領しないこと。
- (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない者であること。
- (6) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）を遵守できる者であること。
- (7) 発電した電力量の30%以上を、申請した補助対象設備を設置した住宅の敷地内で自ら消費する者であること。
- (8) 補助対象設備設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
- (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助金により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わない者であること。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 太陽光発電設備 住宅1戸につき太陽光発電設備の最大出力（kW表示の小数点以下2桁未満切捨て）に、1kW当たり7万円と1kW当たりの太陽光発電設備の価格（工事費込み・税抜き）とを比較して少ない方を乗じた額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、最大出力は住宅1戸につき5kW（kW表示の小数点第2位未満の端数切捨て）を限度とする。
 - (2) 蓄電池 住宅1戸につき蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）の3分の1の額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、住宅1戸につき5kWh（kWh表示の小数点第2位未満の端数切捨て）相当分を限度とする。
- 2 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る見積書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 補助対象設備の仕様書
- (4) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- (5) 誓約書（申請者及び事業者）
- (6) 発電電力の消費量計画書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下しようとするときは、高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金(変更・中止・取下)承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金(変更・中止・取下)決定通知書(別記様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(状況報告書)

第9条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(実績報告書)

第10条 交付決定者は、補助対象設備の設置が完了したときは、速やかに高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金実績報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 補助対象設備の保証書及び取扱い説明書の写し
- (3) 電力会社との接続契約書及び売(買)電契約書等の写し(接続契約及び売(買)電契約等する場合に限る。)
- (4) 補助対象設備の設置状況を把握できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、当該実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金額の確定通知書(別記様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けた後、高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金交付請求書(別記様式第8号)を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(財産処分等の制限)

第13条 前条の規定による補助金の交付を受けた者（以下「交付者」という。）は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、その補助対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金財産処分等承認申請書（別記様式第9号）を市長に提出し、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準（平成20年5月15日環境会発第0800515002号）に基づき承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象設備の財産処分等を行う場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金財産処分等承認通知書（別記様式第10号）により、交付者に通知するものとする。

(補助金の再確定)

第14条 交付決定者は、第11条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項の実績報告書の提出を受けた場合は、第11条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、交付者に対し、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わないとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、交付者に対し、期限を附して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(現地調査等)

第16条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等

を行うことができる。

2 市長は、交付者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第17条 交付者は、補助金の申請書、実績報告書に関連する書類を事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。